

県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備事業に伴う大芝遺跡出土遺物等整理業務に係る
出土遺物保存処理業務委託業務仕様書

- 1 業務名 県営中山間総合整備事業佐井地区ほ場整備事業に伴う大芝遺跡出土遺物等整理業務に係る出土遺物保存処理業務委託業務
- 2 目的 鉄製品及び布状製品の劣化を防止するとともに、本来の色調と質感を保った状態にするために保存処理を行う。
- 3 業務内容 業務内容は鉄製品製品及び布状製品の保存処理とする。
 - ① 保存処理前の調査
外観上の検査を行い、X線写真撮影、処理前の写真・記録簿等を作成する。
 - ② 保存処理方法
【鉄製品】
洗浄→錆取り→脱塩→含浸処理→処理後の写真
保存処理の工程及び使用薬剤を記録した記録簿を作成する。
鉄製品本来の姿を保ち、通常の収蔵状況で常時観察できる保存処理方法で行う。銅製付属物も同様とする。
木質部の自然科学分析（樹種同定）を行う。
【布状製品】
洗浄→含浸処理→処理後の写真
保存処理の工程及び使用薬剤を記録した記録簿を作成する。
布製品本来の姿を保ち、常時観察できる保存処理方法で行う。
 - ③ 保存処理対象遺物
鉄製品1点、布状製品1点（別紙一覧表参照）
 - ④ 成果物
保存処理済み製品、X線写真、処理前・処理後の写真・記録簿、分析結果等
 - ④ 納期・納品
令和8年2月27日（金）
保存処理後は、成果物を公益財団法人和歌山県文化財センター技術職員立会のもと、当文化財センター整理棟に納品する。
- 4 その他
 - 1) 保存処理対象遺物は、当文化財センター事務局（和歌山市岩橋1263番地の1）にて引き渡すこととする。
 - 2) その他、仕様書に記載ない事項及び保存処理手順などについて疑義が生じた場合、委託者と受託者で協議して定める。
 - 3) 撮影写真はデジタルデータでも可とする。但し、当文化財センターで刊行予定の調査報告書等で出力可能な画像解像度とする。
 - 4) 見積書の提出に際しては、別途保存処理方法を明記したうえで提出することとする。

NO.	器種	法量 (≒)	備考
1	鉄製品 (短刀)	横 27.1cm、縦 3.2cm、厚 0.8cm	刀身部に銅製付属物あり。木質あり
2	布状製品	横 4.3cm、縦 1.8cm、厚 0.3cm	布目あり、3層



No.1 鉄製品 (短刀)



No.1 鉄製品 (短刀)



No.2 布状製品